

改定前	改定後
<p>2. 本サービスの申込その他の手続</p> <p>(1) 申込方法</p> <p>本サービスを利用するためには、本規定の各条項を認識し了承の上、当行所定の Web21 に関する申込書による申込、ValueDoor 利用規定第 7 条に定める Web 申込その他の当行所定の手続(以下、併せて「本サービス申込等手続」といいます)が必要です。当行が本サービス申込等手続を受け付け、本サービスの利用を承諾し当行所定の手続を行った時点において、契約者は、本規定に従い本サービスを利用できることになるものとします。なお、本サービス申込等手続がなされた場合であっても、当行の判断により本サービスの利用を承諾しないことがあります。かかる場合、契約者は、当該当行の判断について何ら異議を述べないものとします。</p> <p>本サービスを利用できる契約者は、法人および個人事業主の方に限ります。本サービス申込等手続が当行所定の方法によりなされた場合、当行は正当な権限を有する者により適法かつ有効に本サービス申込等手続がなされたものと認めることができるものとし、契約者は、本サービス申込等手続後に行われた本サービスの利用その他一切の取引について、正当な権限を有する者により適法かつ有効になされたものとして、その責任を負うものとします。</p> <p>外国為替および外国貿易法第 6 条第 1 項第 6 号に定める非居住者に該当する方は、当行所定の書類を当行宛に提出するなど当行所定の手続を行い、当行がかかると受け付け、本サービスの一部の利用を承諾した場合に限り、当該本サービスの一部のみ利用できるものとします。また、本サービスを利用するにあたっては、インターネットを使った会員制の法人向け窓口「ValueDoor」(以下、「ValueDoor」といいます)の利用を開始し、ValueDoor の管理専用 ID、および本サービスを利用させる利用者毎に利用者 ID を取得しておく必要があります。また、資金移動サービスご利用の場合は、承認用に、別途「ValueDoor 利用規定」に定める電子認証または IC カード認証の利用者 ID を取得するとともに、ValueDoor 追加認証の適用対象となっている利用者 ID については ValueDoor 追加認証の利用が必要です。ValueDoor の利用にあたっては、ValueDoor 利用規定(ValueDoor 追加認証を利用する場合においては、ValueDoor 追加認証に</p>	<p>2. 本サービスの申込その他の手続</p> <p>(1) 申込方法</p> <p>本サービスを利用するためには、本規定の各条項を認識し了承の上、当行所定の Web21 に関する申込書による申込、ValueDoor 利用規定第 7 条に定める Web 申込その他の当行所定の手続(以下、併せて「本サービス申込等手続」といいます)が必要です。当行が本サービス申込等手続を受け付け、本サービスの利用を承諾し当行所定の手続を行った時点において、契約者は、本規定に従い本サービスを利用できることになるものとします。なお、本サービス申込等手続がなされた場合であっても、当行の判断により本サービスの利用を承諾しないことがあります。かかる場合、契約者は、当該当行の判断について何ら異議を述べないものとします。</p> <p>本サービスを利用できる契約者は、法人および個人事業主の方に限ります。本サービス申込等手続が当行所定の方法によりなされた場合、当行は正当な権限を有する者により適法かつ有効に本サービス申込等手続がなされたものと認めることができるものとし、契約者は、本サービス申込等手続後に行われた本サービスの利用その他一切の取引について、正当な権限を有する者により適法かつ有効になされたものとして、その責任を負うものとします。</p> <p>外国為替および外国貿易法第 6 条第 1 項第 6 号に定める非居住者に該当する方は、当行所定の書類を当行宛に提出するなど当行所定の手続を行い、当行がかかると受け付け、本サービスの一部の利用を承諾した場合に限り、当該本サービスの一部のみ利用できるものとします。また、本サービスを利用するにあたっては、インターネットを使った会員制の法人向け窓口「ValueDoor」(以下、「ValueDoor」といいます)の利用を開始し、ValueDoor の管理専用 ID、および本サービスを利用させる利用者毎に利用者 ID を取得しておく必要があります。また、資金移動サービスご利用の場合は、承認用に、別途「ValueDoor 利用規定」に定める電子認証または IC カード認証の利用者 ID を取得するとともに、ValueDoor 追加認証の適用対象となっている利用者 ID については ValueDoor 追加認証の利用が必要です。ValueDoor の利用にあたっては、ValueDoor 利用規定(ValueDoor 追加認証を利用する場合においては、ValueDoor 追加認証に</p>

かかる利用規定を含みます。以下同じが適用されるものとします。なお、本規定に「管理専用 ID」と記載のある場合については、特に定めのない限り、ValueDoor 利用規定第 6 条に定める「管理専用 ID(副)」を含むものとします。

かかる利用規定を含みます。以下同じが適用されるものとします。なお、本規定に「管理専用 ID」と記載のある場合については、特に定めのない限り、ValueDoor 利用規定第 6 条に定める「管理専用 ID(副)」を含むものとします。また、本規定に「利用者 ID」と記載のある場合については、特に定めのない限り、ValueDoor 利用規定第 6 条(5)に基づき当行所定の方法により本サービスの利用権限を付与された管理専用 ID および管理専用 ID(副)を含むものとします。